

伊 監 第 194 号  
平成 29 年 11 月 2 日

伊丹市監査委員 寺 田 茂 晴

伊丹市監査委員 杉 一

### 随時監査結果報告

〔 自動販売機が設置されている行政財産の取扱いに関する事  
（公営企業における事務を除く） 〕

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定により、平成 29 年度に実施した  
随時監査の結果は次のとおりでした。

同条第 9 項の規定に基づき提出いたします。

# 監査結果報告

## 第1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第1項及び第5項による監査）

## 第2 監査の対象

本監査は、自動販売機が設置されている行政財産の取扱いに関する平成28年度・平成29年度の事務について、以下の項目、部局を対象に実施しました。ただし、必要がある場合は、対象年度以外にも及ぶこととしました。

- ① 対象項目 自動販売機が設置されている行政財産の取扱状況  
対象部局 全部局（公営企業を除く）
- ② 対象項目 上記に関する方針の状況  
対象部局 総務部 総務室 管財課

## 第3 監査の着眼点

- ① 自動販売機が設置されている行政財産の取扱いは適正に行われているか。
- ② 公募による業者選定を検討する等行政財産の取扱いは経済的、効率的に執行されているか。
- ③ 減免の取扱いは適正か。

## 第4 監査対象の選定理由

- ① 平成29年度第1回定期監査において、消防局の局庁舎および東署に設置されている自動販売機について行政財産の目的外使用許可に関する事務を確認したところ、全国消防長会からの依頼により、公募による見積合わせによって業者選定を行っており、その結果、公募実施以前と比較すると使用料収入が40倍となっていたことが判明したこと。
- ② 地方自治法の平成18年改正により行政財産の貸付対象の範囲が拡大されたことに伴い、行政財産における自動販売機の設置を目的外使用許可から公募による貸付けに変更する自治体が増加しているが、本市では、行政財産の取扱いは所管課の判断に委ねられ、全庁的に取扱いを統一する必要があること。

## 第5 監査の主な実施内容

本監査の実施に当たっては、行政財産の管理を統括している管財課から行政財産の目的外使用許可一覧として、自動販売機設置の有無、許可/申請区分、公募の有無、使用料、減免の有無等の提出を求めるとともに、質問書による回答を求めました。更に、自動販売機を設置している所管部署から、申請書、許可書等の関係書類の提出を求めて、これらの確認、閲覧を行い、必要に応じて関係職員より事情を聴取するなど、伊丹市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施しました。

## 第6 監査の日程

平成 29 年 7 月 12 日～平成 29 年 10 月 5 日

## 第 7 監査の結果

監査の結果、事務処理の一部において軽微な誤りで留意、改善すべき点が見受けられましたので、口頭注意で指導いたしました。監査対象部局の主な執行体制及び意見要望、改善を要する主な事項等は以下に示すとおりです。

また、今回の調査は、本市の状況を把握するために実施したものであるため、具体的な案件について各部署を対象とした指摘はせず、行政財産の目的外使用の調整に関する事務分掌を所管している管財課に対し、指摘を行っています。

なお、指摘事項は監査時のものであり、現行と相違する場合がありますので、念のため申し添えます。

## 総務部 総務室 管財課

### I 監査対象部局の事務の執行体制

1 組織及び職員の配置状況（平成29年7月1日現在）

総務部 総務室（部長1 室長1）

総務部 総務室（部長1 室長1）

管財課

課長 1	グループ名	主査	その他
	庶務グループ	2	4
	車両グループ	1	6

2 事務分掌（関連する項目を抽出）

（管財課）

- （1） 公用財産の総括管理に関すること。
- （2） 行政財産の目的外使用の調整に関すること。

## II 意見要望

### 1 自動販売機の設置に関する行政財産の使用について

#### (1) 自動販売機設置事業者の選定方法について

公営企業を除く全部局のうち 23 部署の所管する 41 施設に 119 台の自動販売機が設置されています。このうち、117 台が行政財産の使用許可によるものです。

この 117 台の自動販売機のうち、公募による業者選定を実施していたものは 3 施設における 3 台 (2.6%) のみでしたが、その年額使用料 (見込み) の総額は 999,700 円となっており、公募を行っていない 110 台分 (期間限定分を除く) の年額使用料の総額 1,381,430 円となっていました。これを 1 台当たりの平均額として算出した場合、公募によるものは 1 台 333,233 円であるのに対して、公募を実施していないものは 1 台 12,558 円であり、26.5 倍もの大きな差が生じる結果となっています。

自動販売機の設置に関しては、施設の立地環境などにより販売見込みが異なり、単純に比較することはできませんが、公募による業者選定を積極的に実施することにより、大きな増収となることが期待できます。

また、行政財産における自動販売機設置については、平成 18 年の地方自治法改正に伴い、行政財産の貸付範囲が拡大されたことで、財産の有効活用が可能となり、全国の自治体において従来の使用許可から公募による貸付けへ切り替える取組みが進んでいます。

本市においても 28 年度に開設した神津交流センター、発達支援センターが公募による業者選定を実施し、また、同年、消防局において全国消防長会からの要請により公募を実施しています。しかし、庁内各部署に対して公募の実施について、市としての方針等が示されておらず、結果として近隣の先進自治体と比較した場合、財産の有効活用の観点からすると遅れている状況となっています。

これは、本市では、財産の総括管理担当部署が各施設における自動販売機の設置状況を十分に把握しておらず、対応方針を定めていないため、各施設の管理担当部署において積極的な対応を行う意識が希薄となり、公募の実施が進んでいないと考えられます。

近年の自治体の新たな経営手法は、歳出を抑えることが重要ですが、これと併せ新たな自主財源確保も必要となっています。経営企画課とも調整し、財産の有効活用に関する意識を全庁的に浸透させ、公募による業者選定の実施に向けて検討すべきと考えます。

### Ⅲ 指摘事項

#### 1 行政財産の目的外使用許可の手続について

##### (1) 申請許可手続について

行政財産目的外使用に関する申請書、許可書の様式が統一されていません。また、使用料納期の考え方、使用面積の算出基準、リサイクルボックスの取扱い、光熱水費弁償金等の取扱いなどが統一された事務となっていません。そのため、同じ申請者に対する許可であっても所管部署により条件が異なる状況が生じています。

これらを解消するため、取扱い基準の制定等必要な措置を行うことを望みます。

##### (2) 使用料の減免手続について

目的外使用許可として設置している自動販売機において、使用料を減免しているものが2件存在しています。このうち1件については、減免申請が行われていませんでした。また、この2件は、減免される金額が算定されておらず、意思決定（決裁）時に減免となる減免規定の条文を明示するだけで、具体的な理由を省略して減免措置を行っていました。

これらの処理手続の適正化を図るよう指導してください。